

質疑応答

No.	公示資料該当資料・頁	該当項目	質問	回答
			制度について	
1	募集要項 P.2	2. 参加資格要件 (1)参加資格要件等	一般社団法人や事業協同組合は対象となるか。	一般社団法人は対象となり得ますが、本事業終了後のビジネス展開において主体的な役割を担う法人である必要があります。 個別の企業単位によるご提案を前提としているため、事業協同組合等の企業団体は対象外となります。なお、複数企業による共同提案は可能です。
2	募集要項 P.3	2. 参加資格要件等 (2)その他要件ア.	商社であるが、技術を有するメーカーと組んで応募は可能か。その場合、提案法人あるいは共同提案法人どちらとなるのか。	可能です。提案法人は、提案する製品・技術やノウハウ、及びこれらを包含したシステム等(以下、「提案製品・技術」)を有し、本事業終了後のビジネス展開において主導的な役割を担う法人とし、法人が複数ある場合は、共同企業体を結成してください。提案製品・技術を有する法人を外部人材とすることはできません。
3	募集要項 P.3	2. 参加資格要件等 (2)その他要件エ.	提案法人と実質的な支配関係あるいは親子関係にある法人・団体に所属する人材や本事業で調達される機材や製品を生産あるいは販売する企業の社員等が本事業に参画する場合は、「補強」という扱いになり、直接人件費の支払対象外となりますが、補強を従事者に含める場合に必要な提出書類はあるか。	補強従事者にかかる原所属先から提案法人への「同意書」(写)のご提出が必要となります。 ただし、ご提出は採択後の契約交渉段階で結構です。
4	募集要項 P.9	6. 相手国政府の意向確認	相手国政府関係機関(相手国実施機関)とは中央政府に限るのか。	中央政府に限らず、公的機関もしくは公的機関に準ずる機関(例: 国営企業、国立病院、国立大学・研究機関、地方自治体等)に限定しております。ただし、国営企業の場合でも、民営化されることが決まっている場合等は、対象外とする場合があります。
5	募集要項 P.9	6. 相手国政府の意向確認	JICAが相手国実施機関を紹介してくれるのか	JICAでは把握している当該国の関係機関にどのようなものがあるのかをお伝えすることは可能ですが、コンタクトやアポイントは提案企業にて実施願います。
6	募集要項 P.9 参考資料3 協議議事録 雛型	6. 相手国政府の意向確認 V. Other Relevant Issues 2. Intellectual Property Rights	資機材費を計上する場合に、資機材の所有権は本事業実施中は、JICAが有し、本事業終了後に相手国実施機関に移転するが、付随する知的財産権は移転しないという解釈で問題ないか。	特許、商標、著作権、意匠、パターン、構造等に関するいかなる知的財産権についても、日本側提案団体への書面による確認なしに転売、権利譲渡、再使用許諾等を行うことを制限する旨、協議議事録に条項があり、合意内容としております。
7	募集要項 P.15 募集要項 P.21	5. 本事業経費 第5 経費見積・支払	1件あたり2千万円を契約金額の上限としているが、2千万円を上回る場合、優先的に計上した方がよい費目はあるか。経費計上のバランス等留意点はあるか。	2千万円を上回る提案は対象外となります。また、本事業は、委託事業のため契約金額で完結する活動を想定しております。上限金額内において、事業提案者の技術に対する相手国政府関係者の理解を深めるために必要な諸活動に係る費用が、バランスよく計上されていること、事業の目的と合致した見積内容になっていることが望まれます。
8	経理処理(積算)ガイドライン P.3	(4) 自社又は 関連会社等から調達を行う場合の利益排除	補強人材所属先の資機材は利益控除での計上となるか	補強人材所属先が、「経理処理(積算)ガイドライン」P.3の「(4) 自社又は関係会社等から調達を行う場合の利益排除」に記載の「関連会社等」に該当するのであれば、同所属先の資機材は利益控除での計上になります。
9	経理処理(積算)ガイドライン P.8	直接費として計上可能な費目 Ⅱ. 直接経費 1. 機材製造・購入・輸送費 ①本邦機材製造・購入費 ③現地工事費	機材の据付に係る現地工事に日本から人を派遣する必要がある場合、計上は可能か。	「経理処理(積算)ガイドライン」P.17のとおり、旅費や労務費を計上可能です。
10	経理処理(積算)ガイドライン P.14	2) 「Ⅱ. 直接経費 直接経費」 2) -1 機材製造・購入輸送費	自社機材の販売実績、販売価格の根拠資料は必要か	必要ですが、書式の指定はありません。 ただし、「経理処理(積算)ガイドライン」P.15に「(直近会計年度における) 販売実績平均価格が真正なものであることについて説明できる責任者が押印していること。可能であれば、公認会計士等の専門家の押印もあつこと。」を要件として御案内しておりますので、同ガイドラインを御参照のうえ御留意を願います。
11	経理処理(積算)ガイドライン P.15～P.16	2) 「Ⅱ. 直接経費 直接経費」 2) -1 機材製造・購入輸送費	自社製品の場合でも、相見積が必要か。	当該自社製品が本事業にて普及促進する対象機材そのものである場合は相見積は不要です。
12	経理処理(積算)ガイドライン P.26～P.28	2) -3 現地活動費 ③現地交通費 2) -4 本邦受入活動費 ①航空賃 ②本邦受入活動業務費	本邦受入活動費は、政府関係者を本邦でなく対象国の地方の施設に招く場合にも適用が可能か(現行案では対象国内移動にかかる交通費の発生を想定)。	その場合、交通費(航空賃を含む)は、[中項目]現地活動費・[小項目]現地交通費として計上が可能です。 ただし、[中項目]本邦受入活動費・[小項目]・本邦受入活動業務費(75,500円/日)の計上は、適用対象外となります。
13	経理処理(積算)ガイドライン p.29	3) 「Ⅲ. 管理費」	管理費率は上限 10 %とされているが、下限はあるのか。また、根拠資料は必要か。	下限はありません。ただし、契約時に定めた管理費率は、精算時に変更することはできません。 管理費の見積根拠資料は不要です。
14	様式1 見積金額内訳書及び様式2 見積金額内訳書明細	従事者明細シート	補強の人件費の所属先の入力「Z. 提案企業」でよいのか	ご認識通りです。補強であることを明示の上、カッコ内に所属元を記載ください。(人件費は提案法人同様に対象外となります)
15	様式1 見積金額内訳書及び様式2 見積金額内訳書明細		各費目で自社負担になる場合の書き方はあるか。	委託事業のため契約金額で完結する活動を想定しております。隣接する自社活動(経費は本件契約対象外)がある場合、その自社活動の成果を事業にどのように生かすかは企画書に記載ください。
16	参考資料1 審査基準	3. 本事業の実施計画 ○事業の提案にあたり、事前に必要な準備を行っているか。	「事前に必要な準備」の中に、提案法人、相手国実施機関、JICAの三者の間で、事業概要、本事業終了後の資機材の取扱(維持管理の責任)等について記載した協議議事録(「参考資料3」参照)を採択後に取り交わし、本事業実施に係る同意を得る必要があると聞いている。採択後の合意に向け、相手国実施機関との事前の協議を進める上で、サンプル文からの変更要望を受けているが支障ないか。	相手国実施機関との協議を進めていただき、追加事項について交渉・準備していただくことは問題ありません。ただ、最終的に合意前にJICAも文言を確認の上、必要に応じ訂正を依頼する可能性はあります。
17	参考資料1 審査基準	3. 本事業の実施計画 ○事業の遂行にあたり、適切な実施体制が組まれているか。	適切な実施体制とは何か。	ビジネス展開に向けて十分な体制が組まれているのかを確認します。ビジネス展開に際し、提案技術の導入予算や決定権を持っている政府関係機関が相手国実施機関として選定されているか、その他、現地で提案技術が継続的に活用されるための維持管理を担う体制(現地企業との連携等)が構築されているか等を確認します。